

○小西行長公マスコットキャラクターの名称及びイラスト使用に関する要綱

平成23年10月19日

告示第87号

改正 平成25年3月13日告示第11号

平成25年9月27日告示第73号

平成27年4月28日告示第39号

平成28年10月24日告示第70号

令和2年6月15日告示第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇土城主として宇土のまちづくりに貢献した小西行長公を本市の歴史資産及び伝統文化と併せ広く周知するという趣旨により、小西行長公マスコットキャラクターの名称及びイラスト（以下「名称及びイラスト」という。）の有効な活用を図るため、その使用について、必要な事項を定めるものとする。

(基本デザイン等)

第2条 名称並びにイラストの基本デザイン及びその展開デザインは、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称 うとん行長しゃん

(2) イラストの基本デザイン及びその展開デザイン 別図のとおり

2 名称及びイラストに関する一切の権限は、宇土市に帰属する。

(使用の申請)

第3条 名称及びイラストを使用（有体物、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）又は音声で創作的に表現するものをいう。以下同じ。）しようとする者は、名称及びイラスト使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、又は市長が別に定める方法でその許可を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ、雑誌その他報道関係機関が報道目的に使用する場合、インターネット等において単に周知する場合及び市が主体、主催又は共催となって実施するイベント等で使用する場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、名称及びイラスト使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用の不許可)

第5条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、申請書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 名称及びイラストの趣旨に反するおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想及び宗教的活動に使用しようとする場合

(4) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 名称及びイラストの使用（いずれか一方のみを使用するものを含む。）によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- (8) イラストの著しい変形その他イラストの使用が適当でないとして認められる場合
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、市長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定により名称及びイラストの使用を許可しないときは、名称及びイラスト使用不許可決定通知書（様式第3号）により申請をした者に通知するものとする。

（使用物件の提出）

第6条 使用者は、使用許可に係る物件（以下「使用物件」という。）が完成した場合は、当該完成の日から14日以内に市長に名称及びイラスト使用物件完成報告書（様式第4号）及び完成した使用物件1部を提出しなければならない。第7条の規定により許可を受けた者で使用物件に変更がある場合も、また同様とする。

2 前項の規定による使用物件の提出は、同項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に規定する方法によるものとする。

- (1) 申請書に使用物件の実物を添付したとき 第9条第4号の規定により許可番号を記載した当該物件（以下この項において単に「当該物件」という。）の提示又は当該物件を写した写真の提出
- (2) 当該物件が1部のみのとき 当該物件の提示又は当該物件を写した写真等の提出
- (3) 前2号に掲げるときのほか、当該物件の提出が使用者に著しい負担となるとき 当該物件を写した写真等の提出

（使用内容の変更）

第7条 第4条の規定により名称及びイラストの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、名称及びイラスト使用許可変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出に係る許可及び不許可の決定並びに通知については、第4条及び第5条の規定を準用する。

（使用料）

第8条 名称及びイラストの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名称及びイラストの使用許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 使用許可に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録及び意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行わないこと。
- (4) 使用物件中に第4条第1項に規定する使用許可書に記載された許可番号を記載すること。ただし、名称のみの使用の場合を除く。
- (5) 第4条第2項の規定により付された条件に従って使用すること。

2 第3条ただし書の規定により名称及びイラストを使用する者は、当該使用に係る物件において、「(c) 宇土市」と掲示するものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、名称及びイラストの使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消された者に対して当該許可に係る使用物件の回収を求めることができる。この場合において、当該使用物件の回収費用その他使用許可の取消しに伴い発生する一切の費用は、当該者が負担するものとする。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要綱により名称及びイラストを使用した者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しないものとする。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、名称及びイラストの使用を許可したことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第13条 市長は、名称及びイラストの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、名称及びイラストの使用許可の状況等に係る情報を公開することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、名称及びイラストの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第73号)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第39号)

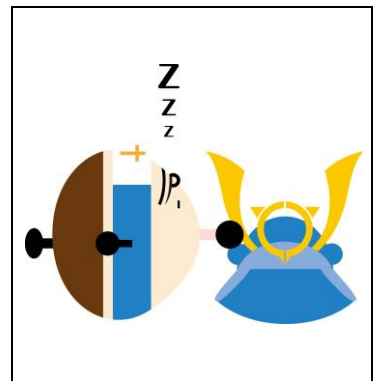
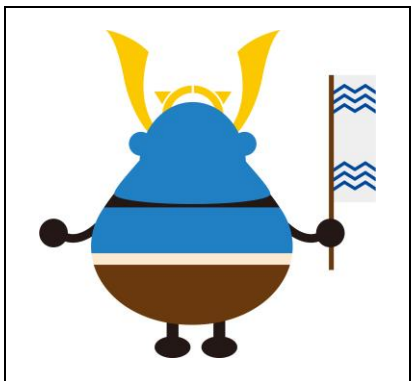
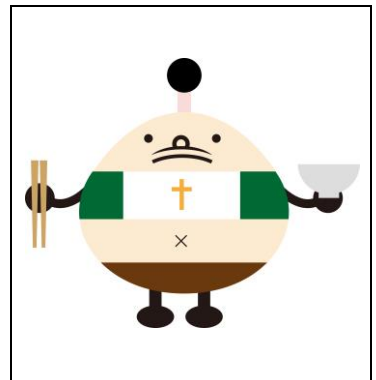
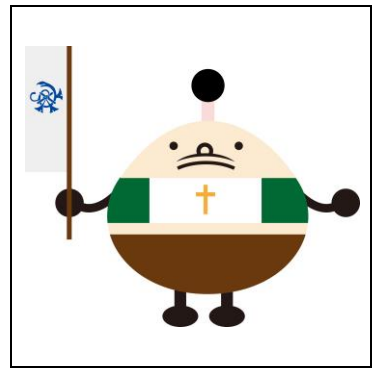
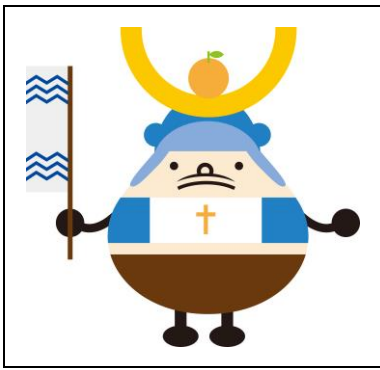
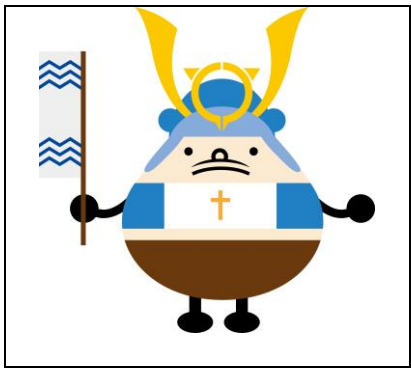
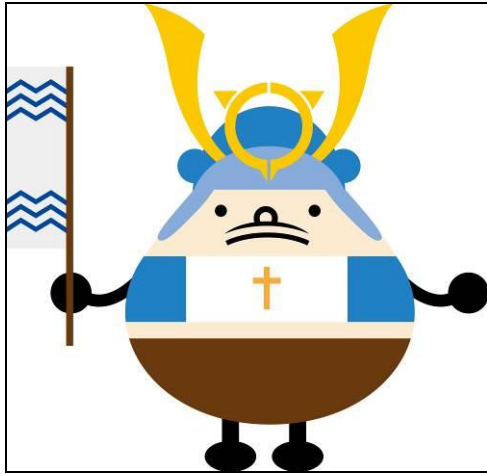
この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

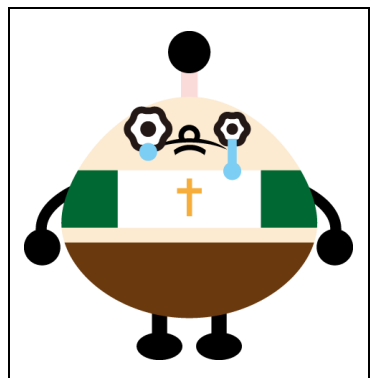
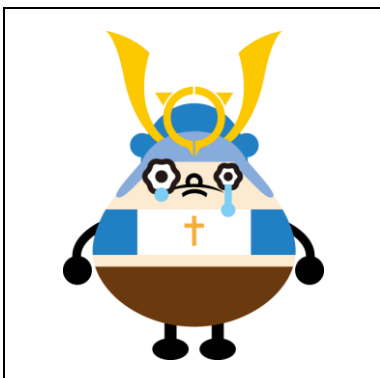
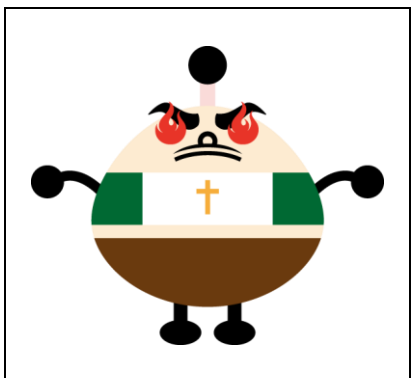
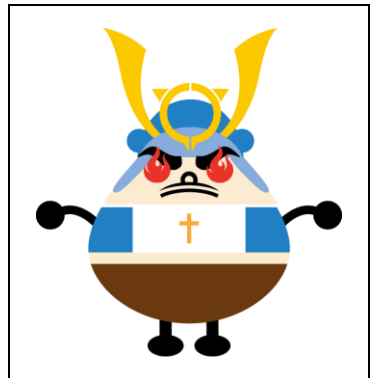
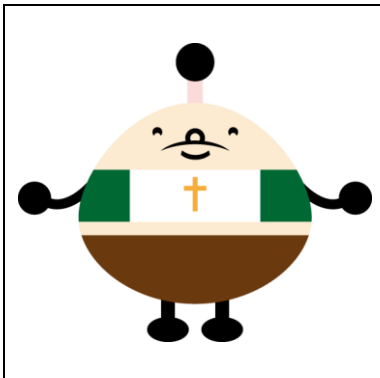
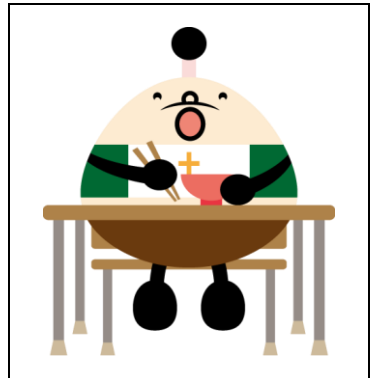
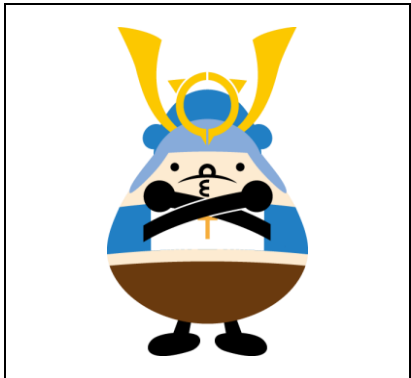
附 則 (平成28年告示第70号)

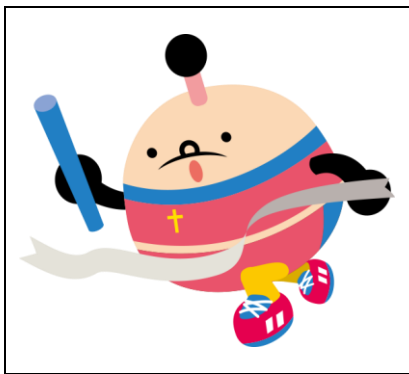
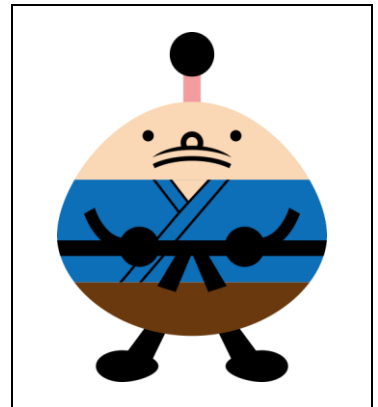
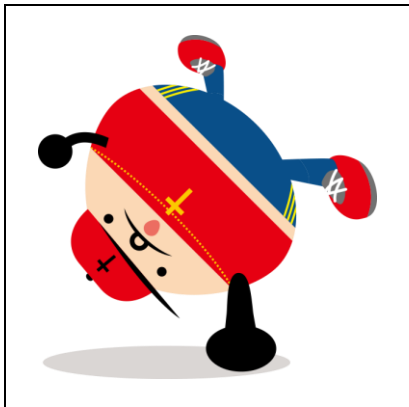
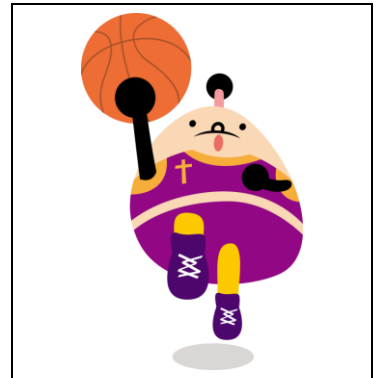
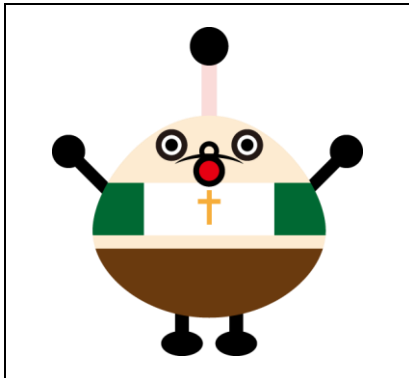
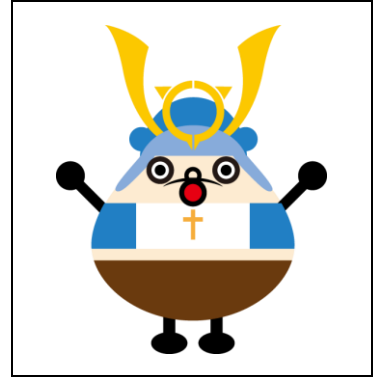
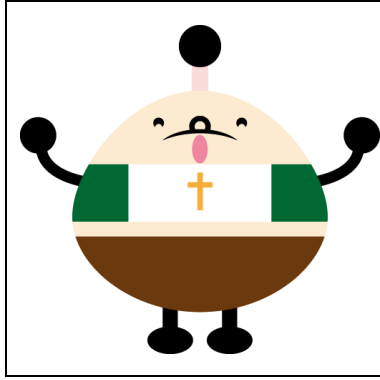
この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

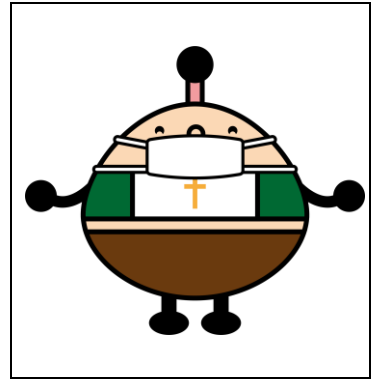
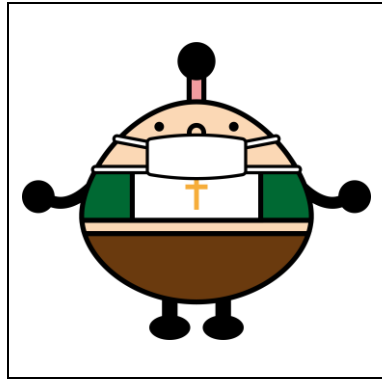
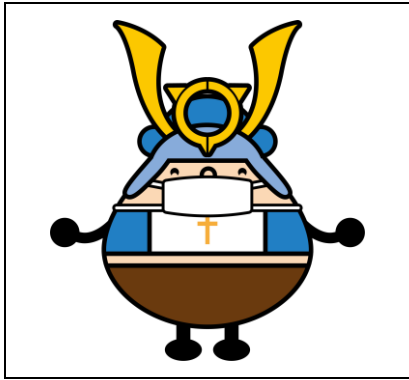
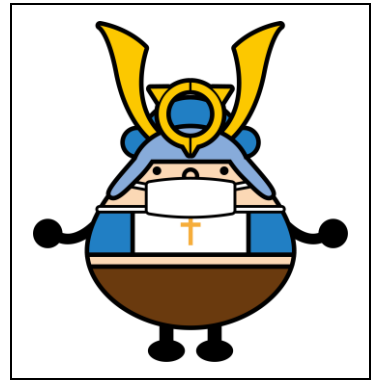
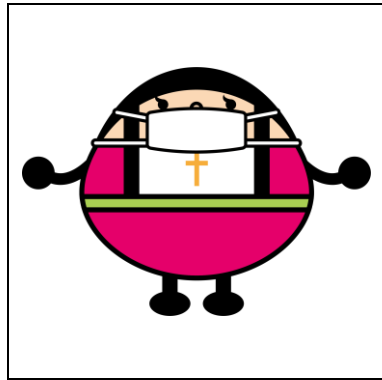
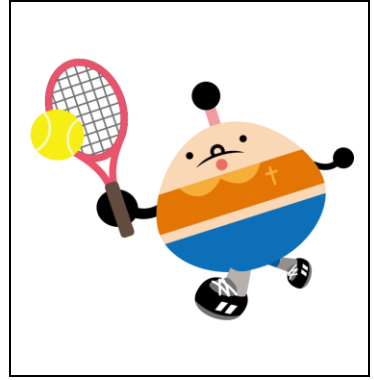
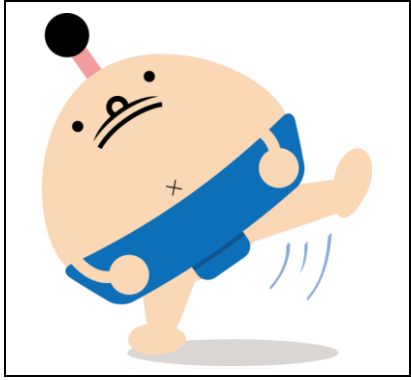
別図 (第2条関係)

うどん行長しゃん









様式第1号（第3条関係）

名称及びイラスト使用許可申請書

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所

氏名又は団体名

代表者

小西行長公マスコットキャラクターの名称及びイラストの使用について、小西行長公マスコットキャラクターの名称及びイラスト使用に関する要綱に規定される事項に同意の上、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用物件の区分及び名称	(1) 区分（該当に○） ・冊子 ・チラシ ・ポスター ・包装紙・商品パッケージ（商品箱等） ・その他（具体的に） _____ (2) 名称（ _____ ）
使用期間	年 月 日から 年 月 日
使用概要（何に、どのように使用するのか記載してください。）	
販売の有無	有（ _____ 円） ・ 無
使用物件の完成予定日	年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号： E-MAIL：

※添付書類等 使用概要等がわかる見本、デザイン、企画書等

様式第2号（第4条関係）

名称及びイラスト使用（変更）許可書

使用者の住所 及び氏名又は 団体名	住所
	氏名
使用目的	
使用商品等	
使用期間	年 月 日から 年 月 日
使用許可番号	うどん行長ちゃん宇土市許可第 号
許可条件	
遵守事項	(1) 名称及びイラストの使用許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。 (2) 使用許可に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。 (3) 商標法による商標登録及び意匠法による意匠登録を行わないこと。 (4) 名称のみの使用の場合を除き、使用物件中にこの使用許可書に記載された許可番号を掲載すること。 (5) 使用物件の完成の日から14日以内に、完成した使用物件等の提出等を行うこと。

年 月 日付け申請書であった使用（変更）については、上記のとおり、名称及びイラストの使用を許可します。

年 月 日

宇土市長

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

宇土市長

名称及びイラスト使用不許可決定通知書

年 月 日付で申請がありました名称及びイラストの使用許可申請
につきましては、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

〈教示〉

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関等に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、不服申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号（第6条関係）

名称及びイラスト使用物件完成報告書

年 月 日

宇土市長 様

使用者 住所

氏名又は団体名

代表者

年 月 日付けうとん行長しゃん宇土市許可第 号で許可された
使用物件の完成について、下記のとおり報告します。

記

該当 (いずれかに ○)	提出等内容	該当説明
	完成した使用物件1部	申請の際、使用物件の実物を添付した。
	許可番号を記載した使用物件の提示	完成した使用物件が1部のみ
	許可番号を記載した使用物件を写した写真の提出	
	許可番号を記載した使用物件の提出が著しい負担となるため当該物件を写した写真の提出 ※著しい負担となる理由（該当に○） ・当該物件が巨大なため ・当該物件の数が多いため ・その他（ ）	完成した使用物件の提出が著しい負担となる。
連絡先	担当者名： 電話番号： E-MAIL：	

様式第5号（第7条関係）

名称及びイラスト使用許可変更申請書

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所

氏名又は団体名

代表者

年 月 日付けうとん行長しゃん宇土市許可第 号で許可された内容の変更について、下記のとおり申請します。

記

変更内容	変更前	変更後

連絡先	担当者名： 電話番号： E-MAIL：
-----	---------------------------

※ 変更内容の欄は、許可書に記載された事項のうち、変更に係るものを記入してください。

※ 添付書類等 変更後の使用概要がわかる見本、デザイン、企画書等

様式第 1 号 (第3条関係)

様式第 2 号 (第4条関係)

様式第 3 号 (第5条関係)

様式第 4 号 (第6条関係)

様式第 5 号 (第7条関係)